

第97号議案

品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年品川区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「797,000円」を「799,000円」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「3月に支給する場合には100分の25、6月および12月に支給する場合には100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の195.5」に改める。

第2条 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の195.5」を「6月および12月に支給する場合には100分の179」に改める。

付 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(説明) 教育長の給与を改定する必要がある。